

## 富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領

令和8年3月27日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、富士市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 富士市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- (3) 持続的、安定的に運営するために必要な範囲で、原価志向に基づき、適当かつ低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。
- (8) 暴力団、反社会勢力等との関係を有しないこと。
- (9) 宗教、政治的活動を行わないこと。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、富士市が、認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断するものとする。

3 第1項第4号に規定する指導者の登録、研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」の趣旨を踏まえ、別に定める。

(認定申請)

第3条 富士市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の実施主体が、富士市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(第1号様式。以下「誓約書兼申請書」という。)、富士市認定地域クラブ活動認定要件確認書(第2号様式)及び誓約書兼申請書の別紙、富士市認定地域クラブ概要に記載のある添付書類並びに富士市認定地域クラブ指導者名簿(第3号様式)を富士市教育委

員会（以下「教育委員会」という。）に提出することにより行う。

- 2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 教育委員会は、前条第1項に規定する申請があった場合には、必要に応じてヒアリング、現地確認等を行い、申請内容を審査し、第2条の認定要件に適合すると認めるときは、これを認定するものとする。

- 2 前項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は、「富士市認定地域クラブ活動」と呼称する。

（認定又は不認定の通知）

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、富士市認定地域クラブ活動認定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、富士市認定地域クラブ活動不認定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期限）

第6条 富士市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第7条 富士市認定地域クラブ活動の実施主体が、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに富士市認定地域クラブ活動変更届出書（第6号様式）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

（休止の届出）

第8条 富士市認定地域クラブ活動の実施主体が、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに富士市認定地域クラブ活動休止届出書（第7号様式）により教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの届出）

第9条 富士市認定地域クラブ活動の実施主体が、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに富士市認定地域クラブ活動認定取消届出書（第8号様式）により教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 教育委員会は、富士市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、

その認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 次条の規定により指導助言等を行っても、活動が改善されないとき。

(3) 富士市認定地域クラブ活動の実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、富士市認定地域クラブ活動認定取消通知書（第9号様式）により、富士市認定地域クラブ活動の実施主体に通知するものとする。

（富士市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、富士市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（富士市認定地域クラブ活動に対する支援）

第12条 教育委員会は、富士市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 生徒、保護者等に対する情報提供

(2) 富士市認定地域クラブ活動の運営等への支援（学校施設等の優先利用等）

(3) 富士市認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

(4) 富士市認定地域クラブ活動への従事を希望する指導者資格取得への支援

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（宛先） 富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

富士市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 富士市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容に変更（参加者人数の若干の減増等、軽微な変更を除く。）が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

## 富士市認定地域クラブ概要

1	団体名（チーム名）	
2	代表者氏名	
3	住所又は所在地、連絡先	〒  TEL :  E-mail :
4	活動種目	
5	活動内容	
6	参加者数	全体 人（うち、中学生 人）
7	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
8	募集対象区域（エリア）	
9	活動時間及び活動場所	
10	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／月 保険料： 円／年 その他： 円／年
11	添付書類	① 富士市認定地域クラブ活動認定要件確認書（第2号様式） ② 団体の規約又は会則等 ③ 活動計画書 ④ 収支計画書

富士市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

□ 生徒<sup>※1</sup>の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。

□ 原則、富士市に居住する生徒を対象とした活動<sup>※2</sup>であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。

□ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 他市の生徒が、富士市の認定地域クラブに参加することも状況により可能とする。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

□ 原則、富士市部活動ガイドラインに準じた活動回数や活動時間とすること。生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、原則として週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動としていること。

□ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定していること。<sup>※1</sup>

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 持続的、安定的に運営するために必要な範囲で、原価志向に基づき、適当かつ低廉な参加費等が設定されていること。

- 国が示す参加費等の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目の特性に応じて、地域クラブ活動を持続的、安定的に運営するために必要な範囲で、原価志向<sup>※1</sup>に基づき、適当かつ低廉な参加費等が設定されていること。

※1 地域クラブ活動の運営に必要な経費をもとにした金額設定を行うこと。

#### ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないものとするとともに、生徒間同士がこのような行為をしないように注意を払うこと。
- 認定地域クラブ指導者名簿に登録された指導者が、認定地域クラブの活動に携わること。
- 認定地域クラブの指導者代表1名以上は、教育委員会が定める研修を受講すること。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。
- 参加する生徒や保護者が、地域クラブに対して気軽に意見を寄せられるよう配慮する。

#### ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 市、認定地域クラブ活動の実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者が、自身の怪我等を補償する保険に加入していること。
- 指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

#### ⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。
  - ・団体の目的
  - ・代表者、副代表、会計、監事<sup>※1</sup>を置くことが記載されていること。
  - ・総会（保護者総会など）について記載されていること。
- 監査及び会計報告（教育委員会への報告）に関する事項が規定されていること。

営利を主たる目的とせずに運営すること。

大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること。※1

生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。※2

市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。

活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

⑧ 反社会的関与及び宗教・政治的活動を行わないこと。

暴力団、反社会勢力等との関係を有しないこと。

宗教、政治的活動を行わないこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

(宛先) 富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

第3号様式（第3条関係）

富士市認定地域クラブ指導者名簿

申請日： 年 月 日

認定地域クラブ名 (種目)			
No.	指導者名	取得資格 教員免許	連絡先 携帯番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

富士市教育委員会  
教育長

富士市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった富士市認定地域クラブ活動の認定申請について、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1 認定地域クラブ活動の名称

2 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3 留意事項

第 号  
年 月 日

様

富士市教育委員会  
教育長

富士市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった富士市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由



年 月 日

（宛先）富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動休止届出書

年 月 日付けで認定を受けた富士市認定地域クラブ活動について、活動を休止するため、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 活動休止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 休止の理由

年 月 日

（宛先）富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名

富士市認定地域クラブ活動認定取消申出書

年 月 日付けで認定を受けた富士市認定地域クラブ活動について、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領第9条の規定により下記のとおり富士市認定地域クラブ活動の認定の取消しを申し出ます。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの申出の理由

第 号  
年 月 日

様

富士市教育委員会  
教育長

富士市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで認定した富士市認定地域クラブ活動について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので、富士市認定地域クラブ活動の認定に関する要領第10条の規定により通知します。

記

- 1 認定地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの理由